

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成 31 年 3 月 11 日

三浦半島生活交通ネットワーク計画協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称
平成 30 年度三浦半島生活交通改善事業計画（ノンステップバス導入促進事業）
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
高齢者をはじめ、障害者や妊婦、ベビーカー利用者など、誰もが安全に利用しやすいノンステップバスを導入し、公共交通のバリアフリー化を図ることで、公共交通の利用環境の改善と誰もが社会参加できる機会を増やすことを目的とする。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成 32 年度末までに、地域を運行する路線バスのノンステップバス普及率を約 70%とする。
（2）事業の効果
通院や買い物などにバスを利用する高齢者等にとっては、移動の負担が軽減される。また、これまで通院等に自家用車で送迎してもらっていた高齢者等がバス利用へ移行するなど、移動の円滑化が図られるとともに、公共交通の利用増加や環境負荷の軽減に寄与する。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容）ノンステップバスの導入 大型（車長 11m）15 台：京浜急行バス（株） 内訳／ <ul style="list-style-type: none">・横須賀市内にある営業所 11 台・逗子市内にある営業所 3 台・三浦市内にある営業所 1 台
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について） 京浜急行バス（株） 身体：普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 3 割 知的：普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 3 割 精神：普通旅客運賃 設定なし、定期旅客運賃 設定なし

平成31年2月28日～3月4日 京浜急行バス(株)ホームページにて本計画に関する意見を募集

9. 協議会メンバーの構成員

関係市区町村	横須賀市土木部交通計画課長 三浦市政策部政策課長 逗子市環境都市部環境都市課長 葉山町政策財政部政策課長
交通事業者・交通施設管理者等	京浜急行バス(株)運輸部整備課長
地方運輸局	神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 東京都港区高輪2丁目20番20号

(所属) 京浜急行バス(株)運輸部整備課

(氏名) 長島英明

(電話) 03-3280-9172

(e-mail) h.nagashima-kkb@keikyu-bus.co.jp